

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

糸満市の産業構造は農水産業を中心とした第一次産業、糸満工業団地を中心に製造業、建設業などの第二次産業、小売業、飲食業などの第三次産業がありバランスの良い産業構造となっている。しかし、市内の中小企業は人手不足、業務や生産の効率化などの課題に直面しており、糸満市の産業基盤の弱体化が懸念されている。

また、糸満市の生産年齢人口は、令和2年で全体の60.6%（37,723人）から令和12年で56.6%（35,538人）へと減少が懸念されることから人手不足に対応した産業基盤を構築する必要がある。（出典：第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

#### (2) 目標

糸満市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でもっとも設備投資が活発な自治体の1つとなり、沖縄県南部地域の中核都市としてさらに発展していくことが期待できる。これを実現するための目標として、計画期間中の先端設備等導入計画の認定件数5件を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

糸満市の産業は、農水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が糸満市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

糸満市の面積は46.62km<sup>2</sup>となっており沖縄本島内においては比較的市域が広く、産業の拠点が糸満工業団地、臨海部、内陸部と広域に立地しており、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

糸満市の産業は、農水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が糸満市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。